

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8 年 2 月 6 日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

【令和 8 年衆議院選挙】投票証明書の印刷

令和 8 年 2 月 8 日執行衆議院議員総選挙の投票証明書を印刷するもの。

2 履行（納品）場所

横浜市・区選挙管理委員会事務局（計 19 箇所）

3 契約日

令和 8 年 1 月 22 日

4 履行日又は履行期間

令和 8 年 1 月 22 日から令和 8 年 1 月 27 日まで

5 契約金額

989,175 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社ナデック

横浜市鶴見区矢向 3-15-27

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

第 51 回衆議院議員総選挙の選挙期日については、内閣総理大臣により 1 月 19 日夜に、1 月 27 日公示、2 月 8 日選挙期日の日程で執行する旨が表明された。

投票証明書については、期日前投票が開始される 1 月 28 日までに確実に準備されなければ、投票所における秩序維持に著しい影響を及ぼすおそれがあり、これにより選挙人の適切な投票行為に支障をきたす可能性がある。

しかし、選挙執行の決定から納期までの日数が極めて短いため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約を締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び本市にとって償うことのできない損害が生じると考え、当該の随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、令和7年2月9日執行の横浜市議会議員補欠選挙（南区）において、今回と同様の投票証明書の印刷を行った実績があり、迅速かつ正確な業務遂行ができると判断し、契約を締結した。

9 所管課

選挙管理委員会事務局調査課